

佐市出納第40号
平成27年2月18日

佐賀市議会
議長 黒田 利人 様

佐賀市長 秀島 敏行



「平成25年度決算議案に対する附帯決議」に係る
対処方針等の報告について（送付）

平成26年10月3日付け佐市議第340号で送付を受けました「平成25年度決算議案に対する附帯決議」に係る対処方針等につきまして、別紙のとおり報告書を提出いたします。



「平成25年度決算議案に対する附帯決議」

に係る対処方針等報告書

委員会名	項目	担当課	ページ
総務委員会	1 人口問題対策経費	企画政策課・協働推進課	1
	2 選挙事務	選挙管理委員会事務局	2
文教福祉委員会	1 特別支援保育事業	保育幼稚園課	3
	2 児童虐待防止事業	こども家庭課	5
	3 スポーツ指導者育成事業	スポーツ振興課	6
	4 老人クラブ助成事業	高齢福祉課	8
経済産業委員会	1 佐賀空港線のリムジンバス	観光振興課・交通局	9
	2 竹粉碎機の今後の活用	森林整備課	10
	3 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ	観光振興課・商業振興課	11
建設環境委員会	1 空き家等適正管理事業	環境政策課	13
	2 ごみステーション適正管理事業	循環型社会推進課	15

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	総務委員会
項目	1 人口問題対策経費
担当課	企画政策課・協働推進課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>現在の過疎対策事業は流出抑制に重点を置いた施策が多いが、若年層の定住を促進するには、就業支援に取り組むなど、庁内で横断的に連携を図り数値目標を立て計画的に進めていくべきである。</p> <p>また、委託事業については、期間を区切って成果の検証を行うべきであり、現在は空き家バンクなどソフト事業を中心に行われているものの成果が上がっていないため、ハード事業についても検討していくべきである。</p>	<p>人口問題対策については、庁内の横断的な組織として、庁内関係課長会議、庁内関係課の係長級で構成するプロジェクトチーム会議を開催し検討してきた。</p> <p>平成26年11月21日に、「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、佐賀市においても国の「長期ビジョン」「総合戦略」を踏まえ、地域の実情に応じた佐賀市版の「長期ビジョン」「総合戦略」を策定し、地方創生に向けた取組を求められている。</p> <p>これらを踏まえ、市長をトップとする市創生本部を設置し、就業支援など数値目標を含めた事業の集約を行い、効果的な事業を実施できるよう検討を行っていききたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画政策課】</p> <p>委託事業については、毎年度、実施状況及び成果等について検証を行い、新年度における目標を協議しながら事業を実施している。今後も、成果向上につながるよう事業成果の検証を行っていききたい。</p> <p>また、ソフト事業については、事業対象者の意見を伺いながら、より利用しやすく、魅力的な事業となるように検証を行っていききたい。</p> <p>なお、ハード事業については、地域の要望等を考慮しながら、必要性等を判断していききたい。</p> <p style="text-align: right;">【協働推進課】</p>

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	総務委員会
項目	2 選挙事務
担当課	選挙管理委員会事務局

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>市全域での統一した投票区基準により投票所が統合されている。これに伴い、高齢者が投票所に行くことが困難になったという声や、ポスター掲示場も減少し選挙ポスターを見かけなくなったという声が届いている。このことが投票率の低下を招いていることは否めず、地域の状況等を十分に踏まえ、有権者数が多い投票所の分割も含めて投票区の再編を進めるべきである。</p> <p>ポスター掲示場については、投票所の統合により激減した地区には激変緩和策も検討できたと思われ、掲示場の設置位置は、交通の危険性にも十分に配慮しながら、より効果的な位置を検討すべきである。このほか、有権者の利便性の向上や高齢者等に配慮し、世代に応じた啓発を行いながら、投票率アップにつなげる施策を検討すべきである。</p>	<p>投票率の低下については、選挙の争点、候補者の顔ぶれ、時期や天候など様々な要因があると考ええる。</p> <p>今回の市長及び市議会議員選挙の投票率についても同じような要因で前回より低下したものと考ええる。</p> <p>また、投票区の統合が投票率の低下を招いているとのことだが、統合した投票区の投票率順位を前回と比較した場合、前回より向上もしくは同順位となっていることから、統合したことが投票率の低下を招いているのではないと考える。</p> <p>なお、有権者の多い投票区については、投票区の設置基準に従い、引き続き対応していく。</p> <p>投票区ごとに設置するポスター掲示場についても、投票区と同じく格差を是正する必要があったことから、今回の投票区の見直しによりこの格差も是正され市全体の公平性が保たれたものと考ええる。</p> <p>なお、今回統廃合を行った投票区に設置するポスター掲示場については、今後1カ所程度の増設を一定期間行いたい。</p> <p>設置場所については、今後も効果的な設置場所について引き続き検討していく。</p> <p>また、投票率の向上については、全国的に苦慮している問題であり、有効な施策を見出せないのが現状である。選挙管理委員会としては、今回行ったアンケートの結果を踏まえ、投票しなかった理由で上位を占める選挙当日に用事や仕事があった有権者向けに、期日前投票の啓発を図る。</p>

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
項目	1 特別支援保育事業
担当課	保育幼稚園課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) 現場の保育士が障がい児保育に関する研修を受けやすくなるような体制づくりを行うとともに、私立幼稚園における保育士の加配状況などについても、十分に把握すること。</p> <p>(2) 気になる児童に対して専門医などへの受診等を促進するためにも、保護者会などで発達障がいに関する偏見や問題についての啓発に取り組むほか、保育士と保護者、専門医が向かい合う機会を設けること。</p>	<p>(1) 保育幼稚園課で開催している「保育従事者研修会」を活用して障がい児保育に関する研修を行うとともに、研修会参加者へのアンケートを参考に、現場の保育士が研修会に参加しやすい日時を調整する。また、私立保育園会や私立幼稚園連合会に対し、研修費補助を活用して、障がい児保育に関する研修を実施するよう働きかける。</p> <p>私立幼稚園における幼稚園教諭等の配置については、認可権者である佐賀県が指導監督を行っているが、佐賀市としても特別支援に関する補助金の実績報告等により把握していく。</p> <p>(2) 保育所(園)・幼稚園に在籍し、年長児を持つ家庭を対象に、特別支援教育に関するリーフレットを配布して引き続き啓発に努める。また、保育園や幼稚園の保育士・幼稚園教諭を対象に行っている特別支援教育に関する園内研修の対象に、保護者も一部加えることにより啓発に取り組む。</p> <p>個別ケースで保育士と保護者、専門医が向かい合う機会については、園に対して保護者対応の方法に関する助言を行うと共に、私立保育園会や私立幼稚園連合会に対して、保護者も含めた全体研修会等の開催を提案する。</p>

(3) 補助単価等を含めた幼保の格差是正とあわせて、障害児保育事業における交付税措置を国庫補助制度に戻すよう国に働きかけていくこと。また、専門的な知識や経験を有する者の配置基準を設けることなどについても国に対して要望していくこと。

(3) 専門的な知識や経験を有する者の配置基準の設定を含めて、特別支援教育に関する補助制度の創設について、九州市長会による要望等いろいろな機会を捉えて国に対し要望して行く。

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
項目	2 児童虐待防止事業
担当課	こども家庭課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) 相談員の数や対応が適当であるかをいま一度再検討すべきであり、今後の傾向を見ながらいつでも手厚い対応ができるような体制づくりを行うこと。</p> <p>(2) 児童虐待は犯罪であるということを市民に広く認識してもらうよう啓発に努め、児童虐待の早期発見、防止につなげるような気運を市全体で高めていくこと。</p> <p>(3) 子どもがみずからの命や権利を守る自覚を持てるようにするためにも、「子どもの権利条約」を十分に踏まえ、子どもへの暴力防止ワークショップのあり方を工夫していくこと。</p>	<p>(1) 児童相談の業務を円滑に行うための職員体制づくりに努める。また、子どもを守る地域のネットワーク組織である要保護児童対策地域協議会のネットワークをさらに強化し、教育や保健、福祉の各課及び関係機関など、複数の機関による児童の見守り体制の構築に努める。</p> <p>(2) 市民に対しては、子どもを虐待から守るための啓発事業として、チラシやオレンジリボンバッジを作成・配布するほか、一般市民を対象とした専門化講座等を継続していく。さらに、子ども自身の意識向上のため「こどもSOSカード」を配布し、子どもからの相談につなげていく。このような多様な取り組みを毎年実施することにより、児童虐待の早期発見、防止の気運を高められるよう、今後とも努めていく。</p> <p>(3) 子どもへの虐待防止ワークショップは、子どもの権利の中でも特に大切な3つの権利（安心、自信、自由）が暴力によって奪われそうになったら何ができるかを、教職員、保護者、地域の大人、そして子ども自身に伝え、ともに考えるプログラムとなっている。平成26年度から就学前の子どもを持つ保護者も対象に加え、ワークショップの充実を図っていく。</p>

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
項目	3 スポーツ指導者育成事業
担当課	スポーツ振興課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) 各クラブの活動計画書や報告書の提出を求めるなど、少年スポーツの活動実態をしっかりと把握し、過熱化しないよう個別に指導すること。</p> <p>(2) 少年スポーツ指導者教本を活用した研修を位置づけ、全てのクラブに対して必ず研修会に参加するような働きかけを行うこと。また、研修会に参加しなければ指導者として認められないといった仕組みづくりを行うこと。</p> <p>(3) 保護者や会場を提供する学校にも少年スポーツのあり方についてのコンセンサスをとってもらうこと。</p>	<p>過熱化する少年スポーツの現状を把握し対応を検討することになるが、そのためにまず対象を明確化する。</p> <p>○少年スポーツ活動団体 学校単位で活動している団体</p> <p>① 学校体育施設利用団体 ② 社会体育施設利用団体のうち各学校で把握している団体</p> <p>《ステップ1 調査》 上記対象団体の実態調査を行う。 各学校で把握している団体に対し、スポーツ振興課が作成した調査様式で実施する。 調査内容・①団体名、②代表者名、③団体の構成メンバー、④種目、⑤週の練習回数、⑥練習時間（平日、土日祝日）、⑦試合の頻度（練習試合を含む）、⑧保護者会の役割、⑨会費、その他の経費（遠征費等）、⑩指導者数と有資格者数・どのような資格か</p> <p>《ステップ2 研修》 調査により実態を把握した団体に対して必要な研修を実施する。 少年スポーツ指導者、保護者を対象にスポーツ指導者教本を活用したジュニア期におけるスポーツのあり方やスポーツ栄養学、スポーツ障害、メンタルトレーニング等の知識が得られる内容とともに勝敗だけにこだわらず、スポーツの楽しさを教えることを意識づけるための研修会を開催する。 また、関係機関が実施する研修会等も含めて必要な研</p>

修を受講してもらおう。継続して実施し、多くの利用団体の関係者が研修を受けられるようにしていく。

《ステップ3 利用制限等》

少年スポーツ指導者教本の内容に準じて、体育施設の利用制限等を検討するために、関係者による「利用に関する審議会（利用団体代表・学校・行政・学識経験者等）」を設置して協議し、利用制限についてのコンセンサスを得ながら実施に向けて進めていく。

まず、学校体育施設から始めて、その成果を確認しながら次の段階（社会体育施設他）を検討していく。

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
項目	4 老人クラブ助成事業
担当課	高齢福祉課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) 会長等に女性を登用するなど、老人クラブを魅力ある組織として活性化できるよう、市も支援していくこと。</p> <p>(2) 助成金の対象となる活動内容などを十分に説明していくこと。</p> <p>(3) 補助金交付申請書や活動報告書等を簡素化するなど、補助金交付に伴う手続きがスムーズにできるシステムづくりに努めること。</p> <p>(4) 親睦活動も社会貢献の一つと捉えるなど、補助対象となる活動についての考え方を拡大していくよう国や県に対して求めていくこと。</p>	<p>(1) 市老連では女性リーダーの育成を図るため、「女性リーダー研修会」を開催している。また、魅力ある組織づくりのため、今後は若手高齢者の活性化をさらに推進する計画であり、市としてもこれらの活動を支援していく。</p> <p>(2) 単位老人クラブの役員に対し、毎年1月に助成金の説明会を行っているが、対象となる活動内容についても、この場で十分に説明を行っていききたい。</p> <p>(3) 補助金交付申請書及び活動報告書等については、平成22年にパソコンを使った様式への変更を行い、平成24年にも項目の一部削除を行うなど簡素化を図ってきたところであるが、さらに報告内容を簡素化できないか、他市の様式等を参考に、県にも意見を聞きながら、市老連事務局と協議を行いたい。</p> <p>(4) 会員間の親睦活動への補助対象拡大については、公的費用の助成を受けるにあたって、単なる娯楽活動とみなされないよう活動の範囲を明確にする必要がある。どのような活動内容であれば対象とできるのか、今後、単位老人クラブの活動について研究していききたい。</p>

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算 及び 第58号議案
平成25年度佐賀市自動車運送事業会計決算に対する附帯決議」に係る対処方針等報告書

委員会名	経済産業委員会
項目	1 佐賀空港線のリムジンバス
担当課	観光振興課・交通局

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) 市の施策としてアジアからの観光客誘致事業を推進している観点から、当該路線の運行に対して、一般会計からの財政支援を実施すること。</p> <p>(2) リムジンバス導入の発端となったLCCの佐賀空港への誘致は、そもそも佐賀県の施策であるにもかかわらず導入時には支援を得られなかったことから、佐賀県に対して当該路線の運行補助を求めていくこと。</p>	<p>(1) 佐賀空港線は、多くの海外からの観光客等を、市の交通拠点である佐賀駅バスセンターに送迎し、市内の各観光施設へと誘導する、観光面からも非常に重要な路線である。</p> <p>そのため、佐賀空港線のリムジンバスには、公衆無線LANであるWi-Fiを整備し、海外からの観光客等の利便性を図っている。</p> <p>現在この路線は、収入が支出を上回っていることもあり、一般会計からの直接の財政的な支援は考えていないが、今後も、このように観光事業に結び付けることで、利用者の増加に協力していく。</p> <p style="text-align: right;">【観光振興課】</p> <p>(2) 上海便の就航以前は、リムジン仕様ではない貸切車両だったため、利用者からリムジン仕様の要望がっており、上海便の就航を契機に、国際線、国内線を問わず佐賀空港利用者の利便性向上を目的にリムジンバスを導入した。その際、交通局の自主財源での購入が困難であり、一般会計から全額補助を受けたものである。</p> <p>上海便、ソウル便、それぞれに対応するリムジンバスの平均利用状況は、19人/便、13人/便となっており、車両購入に伴う減価償却費を除く運行費用に関しては採算がとれている。(採算ラインは10人/便)</p> <p>しかし、今後の国際情勢の変化等により、リムジンバス利用者が減少し、運行に採算割れが生じる可能性もあるため、その際の財政支援について、県に理解を求め要望書を提出した。</p> <p style="text-align: right;">【交通局】</p>

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算 及び 第58号議案
平成25年度佐賀市自動車運送事業会計決算に対する附帯決議」に係る対処方針等報告書

委員会名	経済産業委員会
項目	2 竹粉砕機の今後の活用
担当課	森林整備課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) 現状、竹粉砕機を導入したことについて、十分な周知が図られているのかという疑問がある。今後は、事業対象地域の住民に対してさらに広報を徹底するとともに、積極的に操作研修会やデモンストレーションの開催等により、竹粉砕機の利用実績を向上させること。</p> <p>(2) 発生した竹チップを有効活用するため、堆肥化等の研究を推進して商品化を図り、需要の喚起を行うこと。</p>	<p>(1) 竹粉砕機の利用促進を図るため、下記の取り組みを行っていききたい。</p> <p>①過疎対象地域の住民へのチラシ回覧や関係団体の行事等でのPRを行う。</p> <p>②竹チップ機のPRとして、デモンストレーションを実施し、利用・普及に努める。(三瀬村田舎と都市のふれあい祭り、富士町ふれあい祭り等)</p> <p>③竹チップ機の安全操作と利用促進を図るため、竹チップ機の操作講習会を開催する。(年3回程度)</p> <p>(2) 竹チップを活用した堆肥化等について、関係団体と連携しながら商品化に向けた研究を推進し、需要拡大を図ることで、荒廃竹林整備の促進に繋げていきたい。</p>

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算 及び 第58号議案
平成25年度佐賀市自動車運送事業会計決算に対する附帯決議」に係る対処方針等報告書

委員会名	経済産業委員会
項目	3 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ
担当課	観光振興課・商業振興課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) バルーンフェスタ及びその関連イベントについては、職員の業務としてのかかわり方を減らし、有償ボランティア等の活用や職員の週休日の振替等のさらなる推進により、人件費を削減していくこと。</p> <p>(2) 職員のかかわり方については、職員のボランティアによる参加を促すための意識の醸成等も含めて、継続的に検討していくこと。</p> <p>(3) 市内への経済波及効果を向上させ、市民がその効果を実感できるようにするため、バルーンフェスタ本体から予算を幾分シフトする等、街なかのサテライトイベント等の充実を図っていくこと。</p>	<p>(1) バルーンフェスタにかかわる市職員については、必要最小限の配置に努めているところであるが、市職員が行わなければならない業務について再検討し、ボランティアなどで対応が可能なものについてはボランティアなどを活用していきたい。</p> <p>また、市職員の週休日の振替については、多忙な時期と重なるため取得が難しい状況であるが、人件費の削減については今後も努めていく。</p> <p>(2) 市職員のイベントへのかかわり方については、バルーンフェスタに限らず他のイベントに関しても積極的にかかわっていくことが望ましいと感じている。</p> <p>また、市職員の中には、市職員としてのみではなく地域や団体の一員として活動している人も多いことを認識している。</p> <p>今後も市職員が市内のいろんなイベントにかかわりを持つよう促していきたい。</p> <p>(3) 世界選手権など例年より規模の大きいイベントが控えており、市民がその効果を実感できるように街なかのイベントなどを充実させていきたい。</p>

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	建設環境委員会
項目	1 空き家等適正管理事業
担当課	環境政策課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) 解体費助成に関しては、利用実態を踏まえて当初予算編成のあり方を検討すること。助成額や対象者などについては、利用者の声を聞きながら必要に応じて見直しを検討すること。</p>	<p>(1) 解体費助成の平成25年度予算については、全く実績がない状態での予算要求となったので、様々なケースに対応できる予算としたが、今後は、利用実態を勘案して予算編成を行う。</p> <p>助成額については、平均的な解体費用から上限額を50万円としており、解体費用が大きくなるような状況になれば検討する必要があると考える。</p> <p>また、対象者の所得制限等に関しては、助成の状況に応じて検討を進める。</p>
<p>(2) 市民からの相談に関しては、もっと対応を急ぐこと。</p>	<p>(2) 市民から相談を受けた場合、2～3日中に現場確認を行って対応している。すぐに所有者が判明するケースにおいては、相談から一週間以内に所有者に改善依頼を行っている。一方、管理責任者の確定や改善指導に時間を要するケースもあるので、このような場合は、対応中にも相談者へ経過の報告を行う。</p> <p>今後も、空き家等の問題が早期に改善されるよう迅速な対応に努める。</p>
<p>(3) 住宅の除却に伴う固定資産税の税制上の問題に関しては、市としてもその見直しを国に対して強く求めていくこと。</p>	<p>(3) 平成27年度国土交通省税制改正要望事項に「空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税に関する所要の措置」が挙げられている。</p> <p>今後は国の動向を注視しながら、その都度必要に応じて要望活動を行っていきたいと考えている。</p>

(4) 空き家予備軍になることを把握するため、市民生活部など他部署との連携を図ること。

(4) 転居届によりその家屋を空き家予備軍として把握するためには、現地調査等多大な業務量が必要となり、空き家予備軍を把握することは難しい状況である。このようなことから、今後は所有者に対して空き家の管理を適正に行うよう市報等により啓発を図る。

また、建設部、広域消防局等関係部署と連携して危険な空き家の把握に努める。

「第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に係る対処方針等報告書

委員会名	建設環境委員会
項目	2 ごみステーション適正管理事業
担当課	循環型社会推進課

議会の意見等	左記の意見等に対する対処方針等
<p>(1) カラスネット購入費補助金申請の手続はさらに簡素化すること。</p> <p>(2) 市中心部でも可能などころは、ごみステーションのボックスタイプを新規設置していくこと。</p> <p>(3) ごみステーションにおける自治会の先進的な取り組みを把握し、活用できるものは標準化するよう努力すること。また、効果が出ている取り組みについては、市民にもっとPRしていくこと。</p> <p>(4) ごみステーションの環境がより良く維持できるよう、市民が活用しやすい補助制度のあり方を調査研究すること。</p>	<p>(1) 平成25年度に、市民の方が最低1回窓口へお越しただければ手続が済むように補助金申請手続の見直しを行い、平成26年度から手続を簡素化した。 今後も活用しやすい制度となるよう研究するとともに、まずは、この手続を市民の方へ周知、浸透させたい。</p> <p>(2) ごみステーションのボックスタイプを自治会等で設置するにあたり、課題の整理をする。 特に市内中心部でカラス被害があるごみステーションにモデル的な施策の検討をする。</p> <p>(3) これまで、それぞれの自治会と協議しながら、地域の実情に合ったごみステーションの改善に取り組んできた。その成果をまとめて標準化し、市民へ周知をしていきたい。</p> <p>(4) 補助金を交付している自治会等から意見を聴取したい。</p>